

申請要項・業務仕様書の概要

| | |
|----------------|---|
| 1 施設名 | 堺市立共同浴場「布袋温泉」 |
| 2 管理運営の基本的な考え方 | <p>① 条例第1条第1項の設置目的に基づき管理運営を行うこと。</p> <p>② 個人情報の保護を徹底するとともに、施設の情報の公開を積極的に行うこと。</p> <p>③ 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営を行わないこと。</p> <p>④ 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。</p> <p>⑤ 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。</p> <p>⑥ 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の節減に努めること。</p> <p>⑦ 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。</p> <p>⑧ 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設・設備を適正に維持管理すること。</p> <p>⑨ 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。</p> <p>⑩ 業務の一部を第三者へ委託する際には、経験と実績を有する人材及び事業者を選定するとともに、業務の実施に資格・免許等を要する場合は、それらを有することを確認すること。</p> <p>⑪ 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷の低減に努めること。</p> <p>⑫ 法人若しくは団体として障害者雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用率の達成に努めること。</p> <p>⑬ 法人若しくは団体として障害者、中高年齢者、母子家庭等の母等就職困難者の雇用に積極的に努めること。また、訓練機会の提供等に積極的に努めること。</p> <p style="text-align: right;">（申請要項4～5頁参照）</p> |
| 3 施設の概要 | <p>① 所在地 堺市堺区協和町2丁61-10</p> <p>② 設置年月 昭和46年12月</p> <p>③ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p style="text-align: right;">（詳細は、申請要項3頁及び仕様書1頁参照）</p> |

| | |
|----------------|--|
| 4 指定管理者が行う業務 | <p>① 施設の管理運営に関する業務 ② 施設等の維持管理に関する業務 ③ その他（自主事業、関係機関等との連絡調整等） （詳細は、仕様書 1～7 頁参照）</p> |
| 5 指定期間（予定） | <p>平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（1 年間） （申請要項 5 頁参照）</p> |
| 6 指定管理料の支払条件 | <p>指定管理料は、指定期間中に市と指定管理者が協議して年度協定で定め、予算の範囲内で支払う。 指定管理料は年 4 回に分けて前金払いにより支払うこととし、支払い時期、支払い金額は年度協定で定める。 （申請要項 5～6 頁参照）</p> |
| 7 利用料金制度の採用 | <p>入浴料を利用料金として指定管理者が収入。 （申請要項 6～7 頁参照）</p> |
| 8 利用料金の減免 | <p>市が定める基準に基づき減免できる。 ① 堺市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）等の体験入浴としての利用 全額免除 （申請要項 7 頁、仕様書 2 頁、資料 1 2 参照）</p> |
| 9 自主事業の実施、参加費等 | <p>指定管理者は、指定管理業務に支障がなく、施設の設置目的の範囲内で利用促進、サービス向上を目的に自己の責任と費用負担により、自主事業を実施できる。 （申請要項 5 頁参照） 自主事業については、参加者から参加費等を徴収することができる。 （申請要項 7 頁参照）</p> |
| 10 開業時間及び休業日 | <p>休業日は 1 月 1 日と毎週金曜日。 開業時間は午後 3 時から午後 11 時まで。 （申請要項 8 頁参照）</p> |
| 11 目標設定 | <p>市が求める目標・水準等として、年間利用者数（10 万 6 千人の達成）、その他収入の額（550 千円の達成）、事業費の削減率（対 H25 年度比）を定め、これらを上回るような提案（市が示す項目以外の新たな項目を定める場合を含む。）を求める。 （仕様書 7 頁参照）</p> |
| 12 リスク（責任）分担 | <p>別紙 1 「堺市立共同浴場リスク分担表」のとおり。 （申請要項 10 頁、別紙 1 参照）</p> |
| 13 業務の第三者への委託 | <p>管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、指定管理者があらかじめ市に書面で申請し、市の承認を得た場合は、その業務の全部又は一部を委託することができる。 （申請要項 10 頁参照）</p> |

| | |
|----------------|---|
| 14 モニタリング等 | <p>①指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し管理業務に反映させるため、利用者からの意見聴取を行う。</p> <p>②市は1回以上、本業務の実施状況並びに管理施設及び備品等の管理状況について実地調査を行う。</p> <p>③①②に加え、第三者によるモニタリングを実施する場合がある。 (申請要項11頁参照)</p> |
| 15 申請のスケジュール | <p>申請要項提示：平成26年10月10日(金)</p> <p>質問票受付：平成26年10月10日(金)～ 平成26年10月31日(金)</p> <p>質問票回答：平成26年11月7日(金)(予定)</p> <p>申請書類受付：平成26年11月14日(金)まで</p> <p>※スケジュールについては予定です。 (申請要項13頁参照)</p> |
| 16 申請資格 | <p>本市が出資する法人(浴場業務に関する実績及び浴場の特性等を勘案し選定)。 (申請要項13頁参照)</p> |
| 17 欠格事項及び選定対象外 | <p>申請要項の欠格事項、選定対象外による。 (申請要項14頁参照)</p> |
| 18 申請書類 | <p>申請要項15～16頁のとおり。</p> |
| 19 選定審査方法 | <p>審査項目に基づき、指定管理者候補者選定委員会において、以下のとおり審査を行う。</p> <p>①書類審査 ②面接審査</p> <p>書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。 採点の結果、総合計得点が満点の60%以上に達しない場合は、指定管理者候補者として選定しない。 (申請要項15～17頁参照)</p> |
| 20 選定結果の通知 | <p>選定委員会の審査結果を受けて、指定管理者候補者の選定を行い、その結果を申請団体に、平成26年12月中旬をめぐりに文書で通知する。 (申請要項17頁参照)</p> |